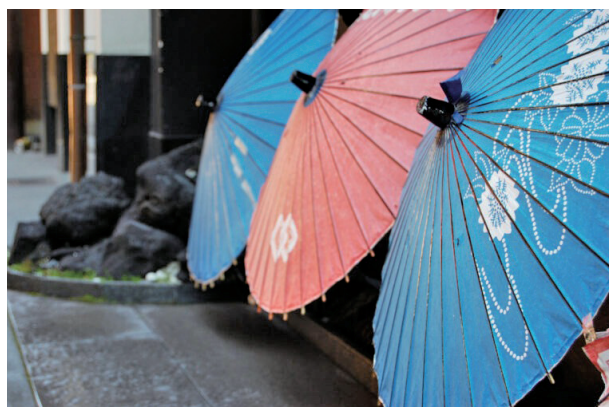


# 京都の労働行政

令和8年度 京都労働局行政運営方針



〈表紙写真〉

左：春の東寺      右上：和傘  
右下：お地蔵 (大原三千院)



厚生労働省京都労働局・労働基準監督署・公共職業安定所



<https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/home.html>

# 令和8年度 京都労働局行政運営方針

我が国の活力維持・向上には国民一人一人が、その能力を十分に発揮し活躍することが不可欠です。このため、物価上昇を上回る賃上げが継続する環境整備を進めると同時に、人手不足が深刻化する京都府においては、労働生産性の向上や労働移動の円滑化、労働者の希望に応じた形での労働供給量の確保に向けた取組を進め、全ての働く方々の個々のニーズに応じて、多様で柔軟な働き方を選択することができる社会の実現を目指す必要があります。

このため、京都労働局では、

**最低賃金・賃金の引上げに向けた支援**

**リ・スキリング、労働移動の円滑化**

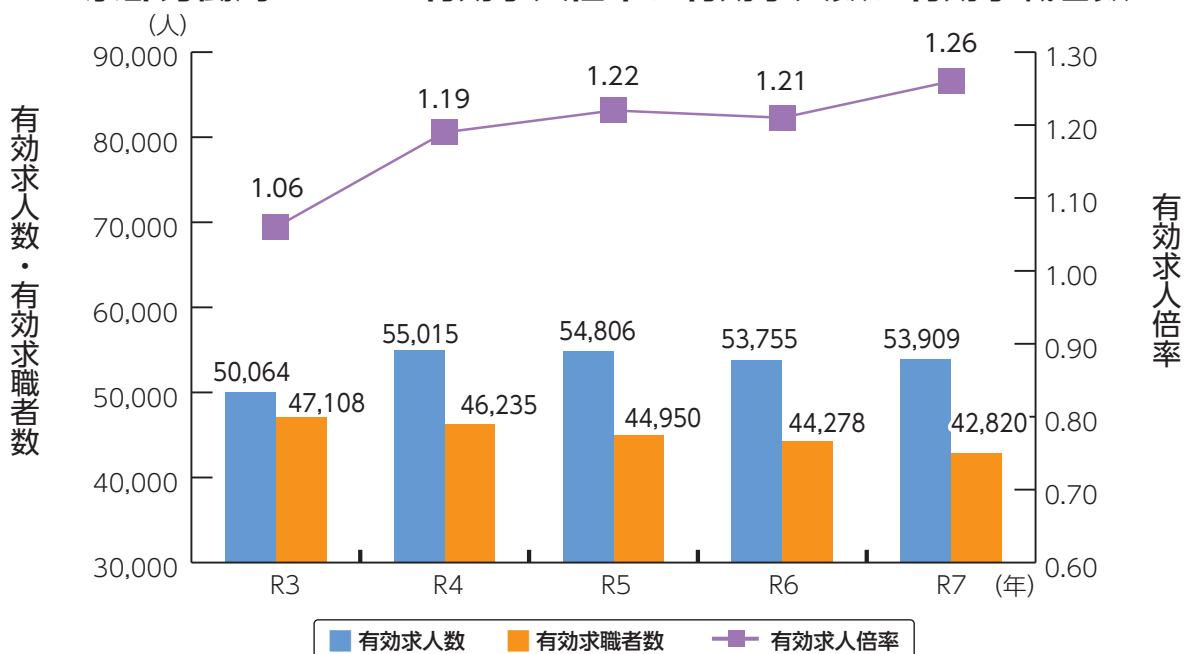
**人材不足対策**

**多様な人材の活躍促進と職場環境改善**

**労災保険及び雇用保険制度の適正な運営**

を基本方針として、労働局・監督署・ハローワークが一体となって、各種の施策を実施していきます。

京都労働局における有効求人倍率、有効求人数、有効求職者数



# 目 次

<b>第 1</b>	<b>最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援</b>	<b>2</b>
<b>第 2</b>	<b>リ・スキリング、労働移動の円滑化</b>	<b>4</b>
1	リ・スキリングによる能力向上支援	4
2	成長分野等への労働移動の円滑化	6
<b>第 3</b>	<b>人材不足対策</b>	<b>8</b>
1	医療・介護・保育分野における人材確保対策等	8
2	その他の分野における人材確保対策等	8
3	ハローワークにおける求人充足サービスの充実	9
<b>第 4</b>	<b>多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組</b>	<b>10</b>
1	多様な人材の活躍促進	10
2	女性活躍推進に向けた取組促進等	14
3	総合的なハラスメントの防止対策の推進	16
4	仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、 ワーク・ライフ・バランスの促進	16
5	安全で健康に働くことができる環境づくり	18
6	フリーランスの就業環境の整備	28
<b>第 5</b>	<b>労災保険及び雇用保険制度の適正な運営</b>	<b>29</b>
1	労働保険料の適正徴収	29
2	労災保険給付の迅速・適正な処理	30
3	雇用保険制度の適正な運営	30
	<b>京都労働局の組織と業務内容</b>	<b>31</b>
	<b>所在地及び管轄区域</b>	<b>32</b>

# 第1

## 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、 非正規雇用労働者への支援

### (1) 賃金の引上げに向けた支援

#### ア 賃金の引上げに向けた機運の醸成

- 令和8年1月に京都府知事、京都市長をはじめ、労使団体のトップや行政機関の関係者の出席の下、京都府政労使会議を開催し、物価上昇に負けない構造的な賃金引上げ等4テーマについて連携する「共同メッセージ」を発表しました。賃金の引き上げに向けた機運の醸成に取り組みます。



京都府政労使会議

#### 京都府政労使会議 共同メッセージ

- 1 物価上昇に負けない構造的な賃金引上げ
- 2 労務費を含めた適正価格転嫁の円滑化
- 3 省力化・デジタル化等を通じた生産性の向上
- 4 中小企業等の経営基盤の強化・成長の支援及び支援情報の周知

#### イ 「賃上げ支援助成金パッケージ」の周知等

- 生産性向上（設備・人への投資等）、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、個々の企業が自らのニーズに沿った助成金を利用できるよう、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ支援助成金パッケージ」について周知を行います。
- 賃金引上げの参考となる地域の平均的な賃金や、企業の好取組事例等を監督署において提供する等、企業の賃金引上げへの支援等を行います。
- 「働き方改革推進支援センター」が実施する個別相談やセミナーの活用を促進します。

### 賃上げ支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）の支援	正規・非正規の格差是正への支援
・業務改善助成金 ・働き方改革推進支援助成金 ・人材開発支援助成金 ・人材確保等支援助成金 （雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	キャリアアップ助成金 （正社員化コース・賃金規定等改定コース）
	より高い処遇への労働移動等への支援 ・早期再就職支援等助成金 （雇入れ支援コース、中途採用拡大コース） ・産業雇用安定助成金 （スキルアップ支援コース）

### 働き方改革推進支援センターの業務案内

- 長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げなど、働き方改革全般に関する個別相談・コンサルティング
- 企業の取組事例や助成金の活用方法等に関するセミナー
- 働き方改革全般に係る周知啓発・情報発信

## (2) 最低賃金制度の適切な運営

- 充実した審議が尽くせるよう、京都府最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。
- 最低賃金額の改正等については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図ります。
- 最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等に対して重点的に監督指導等を行います。



令和7年11月20日実施の街頭周知活動

特定(産業別)最低賃金の呼称	時間額	発効年月日
電気機械器具製造業	1,136円	令和8年1月24日

令和7年度 京都府特定(産業別)最低賃金

ちゃんとチェック! 最低賃金  
働く人も、雇う人も、確認を忘れずに!

中小企業事業者の皆様へ  
賃金引上げに向けた支援策等を、まとめて掲載しています!

業務改善助成金 最大600万円を助成

## (3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

- 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保(同一労働同一賃金)に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員転換を推進します。
- 監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、非正規雇用労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、効率的に法の履行確保を図ります。
- 監督署が実施する集団指導等の場において、不合理な待遇差の解消に向けた取組の要請を実施します。
- 基本給・賞与について、正社員との待遇差がある理由の説明が不十分な企業に対して点検要請を行います。



パートタイム・有期雇用労働法  
キャラクター  
「ぱゆうちゃん」

## (4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

- キャリアアップ助成金について、「短時間労働者労働時間延長支援コース」をはじめとする各コースの周知、活用勧奨等を実施します。
- 「多様な働き方の実現応援サイト」に掲載されている好事例の事業主及び労働者に対する周知等により、非正規雇用労働者の処遇改善に係る事業主の取組機運の醸成を図ります。

### ～キャリアアップ助成金とは～

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

- ① 正社員化コース
- ② 障害者正社員化コース
- ③ 賃金規定等改定コース
- ④ 賃金規定等共通化コース
- ⑤ 賞与・退職金制度導入コース
- ⑥ 短時間労働者労働時間延長支援コース

## 第2

# リ・スキリング、労働移動の円滑化

## 1 リ・スキリングによる能力向上支援

### (1) 教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

- 厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付制度」について、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、様々な機会を捉えて積極的な周知を実施します。
- 雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に訓練期間中の生活費を支援する「教育訓練休暇給付金」や、雇用保険被保険者以外の方に対して教育訓練費用と生活費を融資する「リ・スキリング等教育訓練支援融資」について、周知を図ります。



### (2) 地域職業能力開発促進協議会の活性化

- 地域職業能力開発促進協議会等において、地域の訓練ニーズを把握し、訓練ニーズに適した公的職業訓練のコース設定を行います。把握した訓練ニーズは教育訓練給付制度における指定講座の拡大に活用し、必要な訓練機会の確保につなげます。
- 中央職業能力開発促進協議会等で取り上げられている好事例等も積極的に活用しつつ、地域の訓練ニーズに関する調査、訓練効果の検証、訓練カリキュラム改善策の検討を行うなど、地域の課題に沿った議論、検証等を行い、効果的な人材育成を進めていきます。

### (3) 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

- キャリア形成・リスキリング推進事業では、受託者と連携し、京都府内に「キャリア形成・リスキリング支援センター」を、ハローワークに「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援を行います。
- 厚生労働省本省において、令和8年度から新たにリ・スキリングの重要性や必要性の認知・理解の促進を図るための全国的な周知広報キャンペーンが実施されることを踏まえ、関係機関や各地域の労使と連携して、各地域の先進的な取組の紹介やその情報発信に取り組むなど、リ・スキリングの機運醸成につなげていきます。

#### (4) 求職者支援制度の活用促進

- 就職に必要な技能及び知識を習得するための公的職業訓練（ハロートレーニング<sup>(※)</sup>）を受講する際に、雇用保険を受給できない求職者の安定した職業への再就職や転職を促進する求職者支援制度を周知・広報することにより、制度の活用を推進するとともに、訓練受講者の就職促進を図ります。

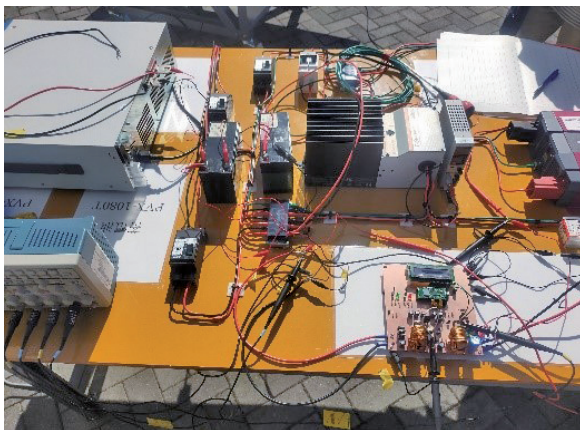
(※)ハロートレーニングとは、希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる公的制度です。



ハロトレポスターデザインコンテスト  
最優秀賞受賞作品(令和7年度)

#### (5) 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

- デジタル分野に係る公的職業訓練については、引き続き、デジタル分野の資格取得を目指すコース、企業実習付きコース及び「DX 推進スキル標準」に対応したコースに対する委託費等の上乗せ措置等により、訓練コースの設定促進を図ります。
- ハローワークにおいては、デジタル分野に係る公的職業訓練等への適切な受講勧奨等を行うとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、再就職の実現を図ります。



ポリテクセンター京都 IoT システム開発科に  
おける訓練設備の様子



京都高等技術専門学校 システム設計科に  
おける職業訓練の様子

## (6) 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の実施

- 正社員と比べて能力開発機会が乏しい状況にある非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境を整備するためのオンラインを活用した職業訓練について、令和8年度から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「高障求機構」という。)を通じて広域展開がされるほか、京都府においても地域ニーズを踏まえた訓練が実施されることから、地方公共団体とも連携した周知に取り組みます。
- 高障求機構等から、職業訓練を受講後ハローワークによる支援を希望する者について共有があった場合には、ハローワークにおいて職業相談(オンライン相談を含む)等の就職支援のスキームに確実につなげます。

## (7) 人材開発支援助成金による人材育成の推進

- 中高年齢者のための訓練の助成や設備投資助成を新設するとともに、教育訓練休暇に対する助成メニューを見直し、企業内での人材育成を支援します。
- 「事業展開等リスクリング支援コース」をはじめとする各コースの周知、活用勧奨等を実施するとともに、適正な執行にも留意しつつ迅速な支給決定を行います。

### ～人材開発支援助成金とは～

雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費(受講料等)や訓練期間中の受講者の賃金の一部等を助成する制度です。

- ①人材育成支援コース
- ②事業展開等リスクリング支援コース
- ③教育訓練休暇等付与コース
- ④人への投資促進コース

## 2 成長分野等への労働移動の円滑化

### (1) 「job tag」など各種ツールの活用による労働市場情報の見える化の促進

- 「労働市場情報の見える化」を進めるための「job tag (職業情報提供サイト)」を活用した利用者支援を進め、成長分野等への円滑な労働移動を実現していきます。
- 「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」に則した「しょくばらぼ(職場情報総合サイト)」の利活用等について周知を行います。
- 「みんなの労働ナビ」(\*)により、利用者が必要な情報にスムーズにアクセス出来るよう、当サイトの積極的な周知・広報を行います。

(※)労働関係情報を扱う各種サイトに掲載されている情報にワンストップでアクセス可能。2026年3月リリース)



Job tag 公式キャラクター  
「タグしつじ」

## (2) ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等

- ・「ハローワーク職員に対し、リ・スキリング支援(IT 資格、介護職員初任者研修等)に関する研修等やキャリアコンサルタントの資格取得を促進するとともに、民間のキャリアコンサルタントの協力を得ることを通じて、キャリアアップや転職に向けた相談支援(リ・スキリングの勧奨を含む。)を充実します。
- ・ハローワークが実施している職業相談・職業紹介・失業認定業務における Web 会議ツールを活用した「オンライン対応」については、利用者のニーズに応じ適切に対応します。
- ・ハローワークが実施している各種サービスをより多くの求職者に利用いただくため、SNS 等を活用し、周知・広報に取り組みます。



## (3) 地域雇用の課題に対応する支援

- ・「雇用対策協定」の締結を更に推進することにより、国と地方が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を行うとともに、希望する地方公共団体においては当該団体が行う業務と国が行う無料職業紹介をワンストップで一体的に実施します。

### 雇用対策協定を締結している地方公共団体 (令和8年1月31日現在)

<都道府県>

京都府

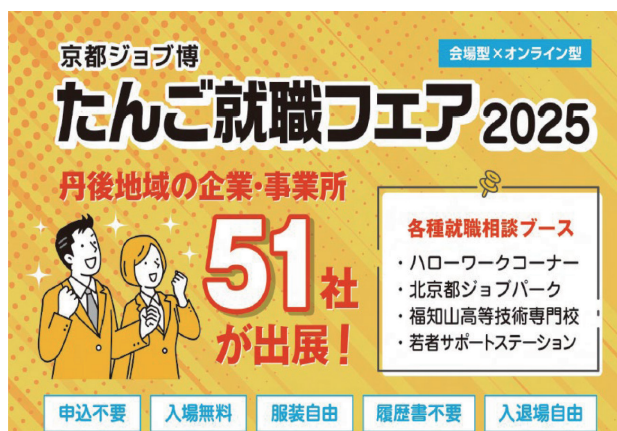
<市町村>

精華町、宮津市、京丹後市、綾部市、舞鶴市、  
宇治田原町、与謝野町、福知山市、南丹市、  
久御山町 ※締結日順



雇用対策協定締結式(福知山市)

- ・京都府北部地域を中心としたエリアへの就職希望者について、地方公共団体と連携した企業面接会を開催し、UIJ ターンの促進を図ります。



地方公共団体と連携したマッチングイベント

## 1 医療・介護・保育分野における人材確保対策等

### (1) 「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」の推進

- 全てのハローワークにおける最重点事項として、医療・介護・保育分野の事業所へのアウトリーチによる充足支援に取り組めます。
- 事業所訪問により要望等をお伺いしながら、様々な求人充足支援メニューについて提案からフォローアップまでの一貫した求人充足支援を実施します。
- ナースセンター等の無料職業紹介機関との連携を強化し、求人充足に向けた支援を実施します。



### (2) 雇用仲介事業者(職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)への対応

- 令和5年2月に設置した「『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口」において、窓口の周知に努めるとともに、寄せられた情報を基に必要な対応を行います。
- 雇用仲介事業者に対して「法令遵守徹底のためのルールと施行の強化」及び「雇用仲介事業のさらなる見える化の促進」の観点から改正された次の項目について、適切な履行に向けて取り組みます。

- お祝い金・転職勧奨禁止を職業紹介事業の許可条件に追加(令和7年1月～)
- 職業紹介事業者については、「人材サービス総合サイト」において、平均手数料率(職種ごと)の実績公開が義務化(令和7年4月～)
- 募集情報提供事業については労働者の登録から就職・定着までの全ての過程における金銭等の提供が原則禁止(令和7年4月～)



人材サイト



## 2 その他の分野における人材確保対策等

### (1) その他の分野におけるマッチング支援等

- 建設・運輸・警備分野などにおいても人材不足は深刻な課題であり、ハローワーク西陣及びハローワーク京都七条に設置している「人材確保対策コーナー」を中心に、重点的なマッチング支援を実施します。
- 関係機関等と連携した分野別イベント(セミナー・説明会・面接会等)の充実を図ります。

## (2) 雇用管理改善の取組による人材確保支援

- ・事業主等による雇用管理改善等の取組を通じて「魅力ある職場」を創出し、従業員の職場定着等を高める取組に対する助成金(人材確保等支援助成金)や社会保険労務士等による雇用管理改善のコンサルティング等の活用を促すことにより、人材の確保を図ります。

## (3) いわゆる「スポットワーク」雇用仲介事業者への対応

- ・アプリを使用して短時間・単発の仕事を仲介するいわゆる「スポットワーク」の仲介業について、利用する際の留意事項を取りまとめた労働者向け及び利用者向けのリーフレット(令和7年7月公表)の周知を図るとともに、法違反が認められた場合には適切に指導を行います。

# 3 ハローワークにおける求人充足サービスの充実

## (1) 求人申込における利便性の向上

- ・ハローワークインターネットサービスにおける求人者マイページの開設を促進し、オンラインによる求人受理を進めることで求人事業所の利便性の向上を図ります。

## (2) 応募促進に向けた取組

- ・求人事業所に対し、求人条件緩和助言、魅力ある求人票作成の支援、事業所訪問による求人票以上の事業所情報の収集等の充足サービスメニューの提案を行い、応募の促進を図ります。
- ・地場産業サポートチーム(ハローワーク西陣)が実施している充足支援の取組を各ハローワークにも水平展開し、充足支援の取組を強化します。

本紙は、求人票では伝えきれないポイントをまとめたPRシートです♪

**ハローワーク西陣のおすすめポイント**

- 毎日、約●人の方が利用する官公庁です！充実した研修制度(キャリアコン資格取得支援等)、人材育成に注力されている事業所様です。
- 職業紹介以外にも雇用保険や職業訓練等、幅広く専門業務を取り扱われています♪

緑の入り口が目印♪

**RHOTO**  
～写真～

安心して相談ができる♪

**従業員のロコミ・レビュー**

- 事業の安定性は抜群です。人との相談業務、AIに代替できないやりがいのあるお仕事です。
- また、市内のため、アクセス便利♪仕事帰りに四条や京都駅にふらっと買い物も楽しめます。
- 研修や資格取得支援も充実しており、人材を大切にしてくれる会社だと思います。  
(30代・男性・勤続3年目)

**株式会社ハローワーク**  
(2601-999999-1)

ホームページ

**Address & Access**

京都市上京区大宮通中立売下ル和水町439-1  
地下鉄今出川駅から徒歩14分  
50号大宮中立売バス停から徒歩1分

在籍従業員のレビュー・ロコミです

**レビュー**

事業の安定性 ★★★★★ (1)

賃金・昇給 ★★★☆☆ (3)

仕事と家庭の両立

定着のしやすさ

場所・アクセス

仕事の内容・やりがい (2)

ハローワーク西陣 地場産業サポートチーム ~本紙は、ハローワーク職員が事業所へ訪問したことから得られた情報をもとに作成したものです~

求人事業所への取材をもとに作成するPRシート

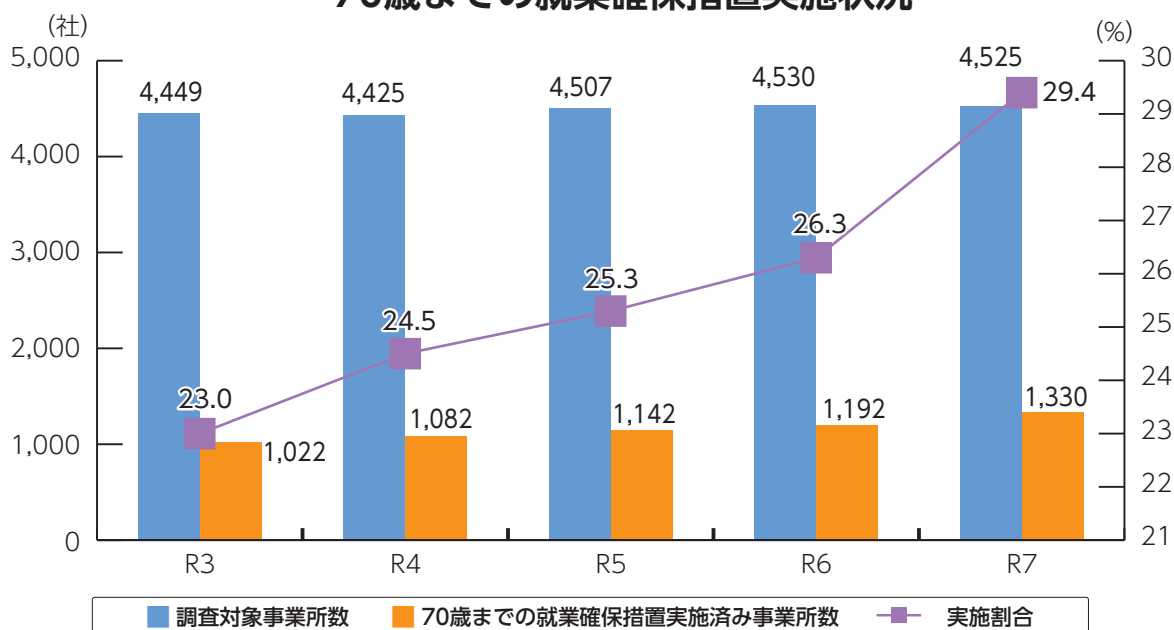
## 1 多様な人材の活躍促進

## (1) 高齢者の活躍促進

## ア 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢者の処遇改善を行う企業への支援

- 事業主と接触するあらゆる機会を捉えて、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図っていきます。
- 高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針、高齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針、高齢者雇用安定法 Q&A の周知を図り、事業主がこれらを徹底し、労働条件が適切に設定されるよう啓発指導に取り組みます。
- 高障求機構が実施している70歳雇用推進プランナー等による事業主への相談・助言に対し、効果的な連携を行います。
- 高障求機構が支給する「65歳超雇用推進助成金」について、積極的な活用を促すべく周知・広報に取り組みます。

70歳までの就業確保措置実施状況



(資料出所：京都労働局「高齢者雇用状況等報告書」)

## イ ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

- 65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、京都西陣、京都七条、伏見、宇治の各ハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」において、職業生活の再設計に係る支援や求人開拓、雇用情報提供、マッチングの強化などの総合的な就労支援を行います。
- 個々人の事情に寄り添い、高齢者が希望に応じてその経験と能力を生かし活躍できるよう、それぞれのスキルや状況に合わせた伴走型支援に取り組みます。

## ウ シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保

- 地域の高齢者の多様な就業ニーズに対応するため、シルバー人材センターが提供可能な就業情報を定期的に把握し、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者には、シルバー人材センターへの誘導も行います。

## (2) 障害者の就労支援

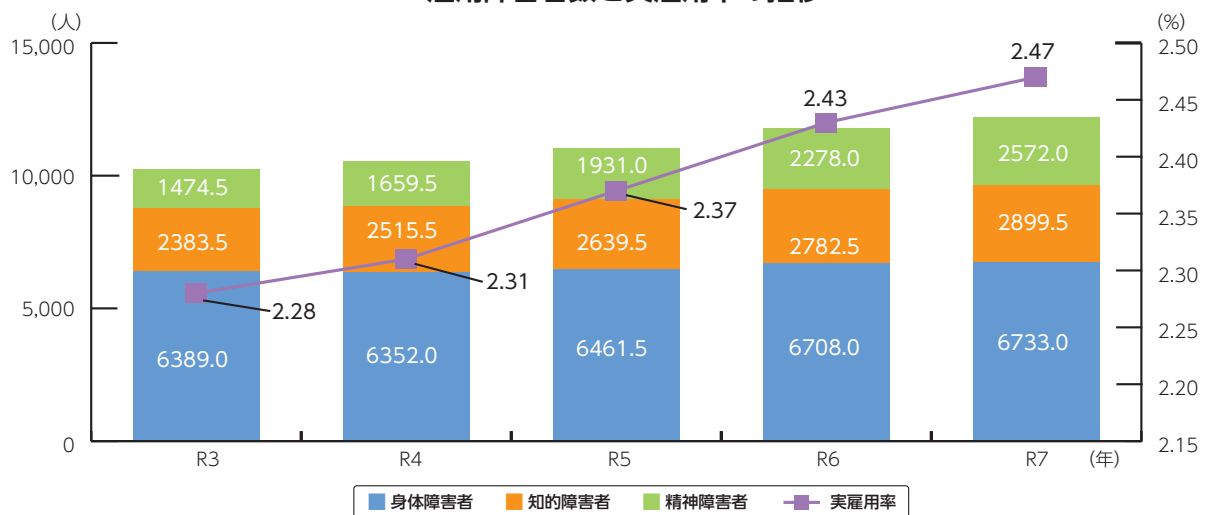
### ア ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援

- 令和7年4月には除外率が10ポイント引き下げられ、また、令和8年7月には法定雇用率の2.7%への更なる引上げが予定されているところ、雇用率未達成企業が増加する可能性があることから、これらの企業に対して、雇入れ支援を積極的に行うなど、早期対応を促進します。
- 特に障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対しては、ハローワークと障害者の支援機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとして、障害者の雇入れ支援等の一層の強化を図ります。
- 年々増加する精神・発達障害者の雇用促進・定着支援を引き続き推進するため、労働局及びハローワークにおいて、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を実施します。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<u>37.5人以上</u>

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
公的機関の法定雇用率	2.6%	2.8%	<u>3.0%</u>
対象機関の範囲	38.5人以上	36.0人以上	<u>33.5人以上</u>

雇用障害者数と実雇用率の推移



(資料出所：京都労働局「障害者雇用状況報告」)

### イ 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

- 精神・発達障害者雇用サポーター及び難病患者就職サポーターの活用による就労支援のほか、関係機関との連携により、多様な障害者特性に対応した就労支援を実施します。

- 発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に対する就職準備から就職、職場定着までの一貫した支援及び難病患者である求職者に対しては、ハローワークと難病相談支援センター等との連携による就労支援体制の強化を図ります。
- 京都府等が実施する障害者職業能力開発校における職業訓練や障害者委託訓練等について、労働局及びハローワークにおいては、障害者の職業能力開発の促進が図られるよう、これらの周知に努めます。



### ウ 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

- 公務部門における法定雇用率についても令和7年4月に除外率が10ポイント引き下げられ、さらに令和8年7月からは法定雇用率の3.0%への引上げが予定されているところ、雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう、労働局及びハローワークから啓発・助言等を行います。

## (3) 外国人求職者への就職支援等

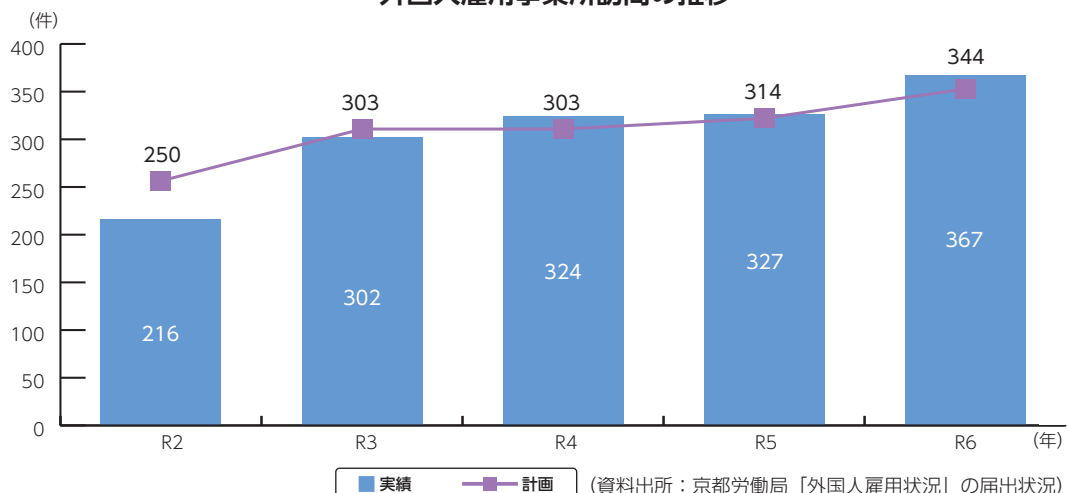
### ア 外国人求職者等に対する就職支援

- 京都ジョブパーク内の「京の留学生支援コーナー」や外国人雇用サービスセンター、大学のキャリアセンター等と緊密に連携しつつ、留学生の国内就職の促進のために、留学早期からの就職準備に向けた説明会・面接会やインターンシップ等での情報提供も含めた手厚い就職支援を実施します。
- 外国人雇用サービスコーナー（ハローワーク京都七条、ハローワーク伏見）を設置し、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人開拓などにより、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施します。
- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を通じ、安定的な就職と職場への定着が可能となるよう、研修実施者と連携した就労・定着支援を実施します。
- ハローワーク等では、電話や映像を用いた通訳・多言語音声翻訳機器等を活用し、外国人求職者に対する職業相談等を円滑に実施できる体制を整備します。

### イ 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

- 外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、ハローワークによる事業所訪問や、労働局及びハローワークによる事業主向けの雇用管理セミナーの実施等を通じて、適正な雇用管理に関する助言・援助等を積極的に実施します。
- 外国人雇用状況届出制度の適正な運用を行うとともに、各種法令違反が疑われる事案を把握した場合には、速やかに関係機関への情報提供等、必要な対応を行います。

外国人雇用事業所訪問の推移



#### (4) 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

- 就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口(35歳からのきょうと就職サポートコーナー)をハローワーク西陣及びハローワーク京都七条に設置して支援します。
- 専門窓口では、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援など、就職から職場定着まで一貫した伴走型支援を、それぞれの専門担当者によるチーム制で計画的かつ総合的に実施します。



#### (5) 地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への就労支援

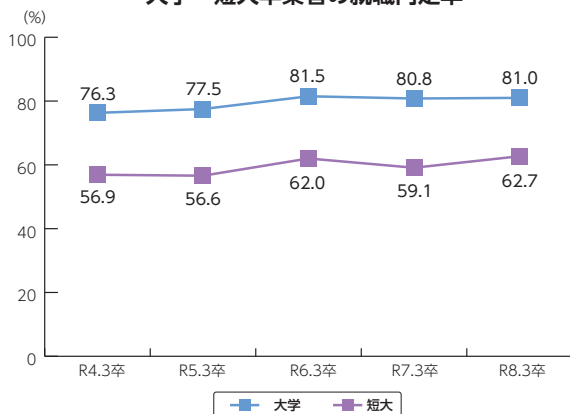
- 地域若者サポートステーションにおいて、15歳から49歳までの就労に当たって課題を抱える無業者の方に対して、地方公共団体その他関係機関とも連携しながら、職業的自立に向けた専門的相談等の支援を実施します。

#### (6) 新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援

- 学校と新卒応援ハローワーク等の情報共有により支援対象者の早期把握を図るとともに、専門家や関係機関とも連携した支援チームを設置し、心理的なサポートや就職後の職場定着も含めた総合的な支援を実施します。
- 学生生活のできる限り早期から、新卒応援ハローワーク等の支援内容の周知を図るとともに、就職活動に乗り遅れた学生や年度後半になっても内定を得ることができない学生に対しても、時期に応じたきめ細かな就職支援を実施します。
- 高等学校に対して、ハローワークによる支援メニューを改めて丁寧に説明するなど、高等学校との連携強化を図るとともに、特に就職支援のノウハウが十分にない高等学校を重点的に支援します。



大学・短大卒業者の就職内定率



(資料出所：「新規学校卒業者の就職状況」(令和7年12月現在))

## (7) 正社員就職を希望する若者への就職支援

- 正社員就職を希望する若者を対象に、京都わかものハローワークを中心に就職支援を行います。
- 担当者制による職業相談、能力開発支援、就職後の定着支援の実施など、一貫した支援を通じて正社員就職の実現に取り組みます。



YouTube「ハローワーク京都チャンネル」

## 2 女性活躍推進に向けた取組促進等

### (1) 女性活躍推進法等の履行確保及び男女間賃金差異に係る情報公表を契機とした女性活躍推進に向けた取組促進等

- 令和8年4月より改正女性活躍推進法が施行されたことから、改正内容が事業主に十分に理解されるよう周知に取り組むとともに、確実な法の履行確保を図ります。

女性活躍推進法が改正されました！

2026（令和8）年4月1日施行

男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大

女性の健康上の特性への配慮も盛り込まれました

- 「えるぼし」認定、「プラチナえるぼし」認定の勧奨にあわせ、令和8年4月より新設された「えるぼしプラス」認定制度の周知と取得勧奨、両立支援等助成金「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」の活用を通じて女性の健康課題への取組を推進します。



えるぼしマーク  
(女性活躍推進法に基づく認定マーク)

- 「輝く女性応援京都会議」に参画し、府内の女性活躍の機運を醸成します。



輝く女性応援京都会議本会議

## (2) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

- 子育てをしながら働くことを希望する方の就職支援のため、マザーズハローワーク（烏丸御池）、マザーズコーナー（京都七条、宇治、福知山）において、一人一人のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施します。

- 地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携してアウトリーチ型支援を強化
- 仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保
- 各種就職支援サービスのオンライン化を推進



マザーズハローワーク烏丸御池

保育士資格のある安全監視員が常駐している「キッズルーム」や「授乳室」を完備



## 3 総合的なハラスメントの防止対策の推進

### (1) 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により、法の履行確保を図ります。

### (2) カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進

- 令和8年10月より改正労働施策総合推進法等が施行されることから、改正内容が事業主に十分に理解されるよう周知に取り組むとともに、施行後は、着実な法の履行確保を図ります。
- 「京都学生就労環境等適正化協議会」に参画し、就職活動やインターンシップ中の学生に対するハラスメント防止について、事業主団体に要請するとともに、大学や公共交通機関において、ポスター掲示等周知啓発を行います。



## 4 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

### (1) 仕事と育児・介護の両立支援

#### ア 育児・介護休業法の周知及び履行確保

- 令和7年度に施行された改正育児・介護休業法が労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組み、着実な法の履行確保を図ります。
- 労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する法の履行確保・是正指導等を行います。

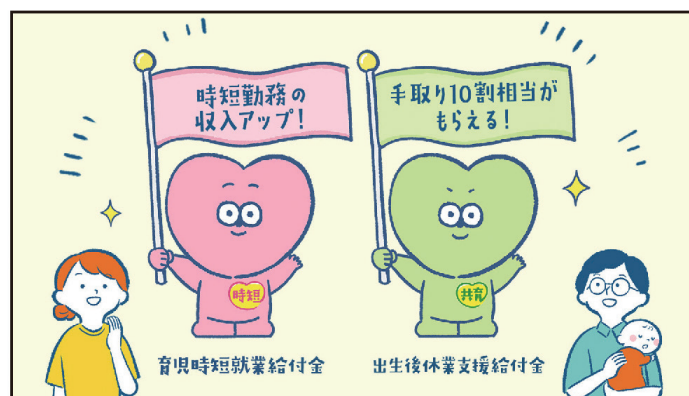
#### イ 男女とも仕事と育児を両立しやすい職場環境整備

- 「産後パパ育休」、「パパ・ママ育休プラス」、「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度や3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者が希望に応じて柔軟な働き方を実現できるようにするための措置等について、あらゆる機会を捉えて周知を行い、制度の活用につなげます。
- 仕事と育児の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金の活用を推進し、男女ともに仕事と育児を両立しやすい職場環境の整備を図ります。
- 子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに一定期間以上の育児休業を取得した場合に給付する「出生後休業支援給付」及び2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に給付する「育児時短就業給付」について、引き続き周知に取り組むとともに、円滑な支給に努めます。

#### ～両立支援等助成金とは～

仕事と育児・介護等の両立支援に取り組む事業主を支援する制度です。

- ①出生時両立支援コース
- ②介護離職防止支援コース
- ③育児休業等支援コース
- ④育児休業等業務代替支援コース
- ⑤柔軟な働き方選択制度等支援コース
- ⑥不妊治療及び女性の健康課題両立支援コース



(時短)ジータン

(共育)トモイーク

## ウ 仕事と介護の両立ができる職場環境整備

- 厚生労働省 HP に掲載されている、実務的な仕事と介護の両立支援の具体化に関する事業主向け支援ツールの利用を促進し、事業主による仕事と介護の両立支援の取組が有機的に連携され一層の効果を上げられるよう取り組みます。
- 仕事と介護の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金「介護離職防止支援コース」の活用を推進し、職場環境の整備を図ります。

## エ 次世代育成支援対策の推進

- 令和7年度に施行された改正次世代育成対策推進法が労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組み、着実な法の履行確保を図ります。
- 令和7年度から「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」の認定基準が引き上げられたこと等を踏まえ、新しい基準等について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。



くるみんマーク  
(次世代対策推進法に基づく認定マーク)

## オ 不妊治療と仕事との両立の推進

- 不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の制度の周知と取得勧奨を行うとともに、両立支援等助成金「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」の活用も促し、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備の推進のための周知啓発や相談支援を行います。

## (2) 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

### ア 適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進

- 適切な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入や定着の促進を図るため、様々な機会を捉えて、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」や「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」、テレワーク相談センター等を案内し、企業の環境整備を支援します。

### イ 勤務間インターバル制度導入促進のための支援

- 勤務間インターバル制度の導入促進に当たっては、企業等への説明会等において事例に即した説明を行うなど、丁寧な対応を行います。
- 働き方改革推進支援助成金を活用して、時間外労働の削減等に取り組む中小企業等への制度の導入促進を図ります。



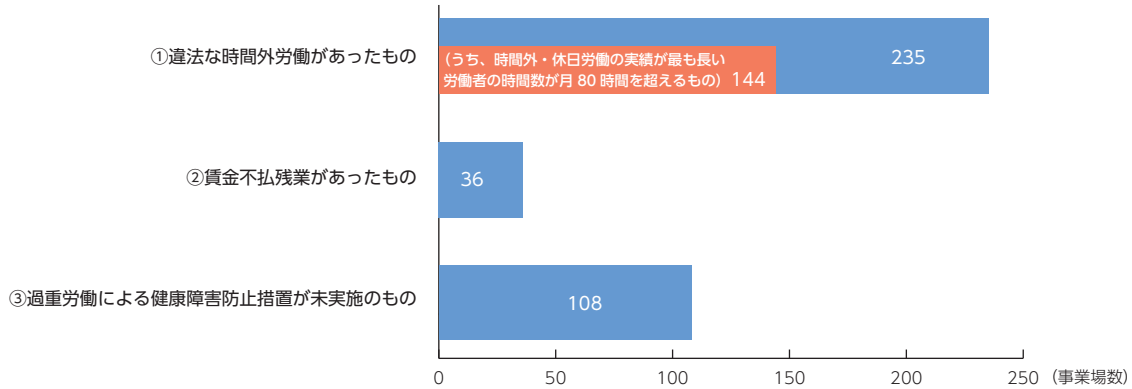
## 5 安全で健康に働くことができる環境づくり

### (1) 長時間労働の抑制

#### ア 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

- 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止に向け、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施します。

#### 令和6年度に実施した「長時間労働が疑われる事業場」に対する重点監督の結果



- 過労死等を発生させた事業場に対して、企業本社における全社的な再発防止対策の策定を求める指導等を実施します。
- 11月には「過労死等防止啓発月間」として、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導を実施し、周知啓発等の取組を行います。



令和7年度 過労死等防止対策推進シンポジウム



ベストプラクティス企業への訪問事例 (DX化により労働時間短縮に取り組む建設業)



過労死等防止啓発月間ポスター

## イ 中小企業・小規模事業者等に対する支援

- 「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において実施する個別相談やセミナーなど、長時間労働の抑制はもとより、基本的な労務管理体制に問題を抱える中小企業・小規模事業者に対するきめ細やかな支援に取り組みます。
- 生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。
- 全監督署に編成した「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、長時間労働の是正に向けた自主的な取組の促進や、適切な労務管理の導入に向け、きめ細かな相談・支援を行います。

## ウ 令和6年度適用開始業種等への労働時間短縮に向けた支援

- 建設業、自動車運転者、医師については、上限規制等が適用されていることについて、施主や荷主といった取引関係者や国民等にも広く理解を促すため、特設サイト「はたらきかたススム」を通じた周知を行います。
- 生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組む事業主等に対し、労働時間相談・支援班や働き方改革推進支援センターにおいて、きめ細かな支援を行い、働き方改革推進支援助成金の活用を促進します。

取引関係者の皆さま、国民の皆さま

くらし、はたらき、ともにススム!

2024年4月から  
建設業、ドライバー、医師の  
時間外労働の上限規制適用開始!

みなさまに  
お願いがあります!

たしかめよう!

**適正な工期の設定を!**  
週休2日の実現に向け、ご配慮をお願いいたします。

**荷待ち時間・荷役時間の削減を!**  
再配達削減に向け、確実に受け取れる時間の指定や置き配などの活用もお願いいたします。

**行程・ダイヤについてよく話し合いを!**  
停留所からの安全な乗車にもご協力ください。

**受診は診療時間内に!**  
医療のかり方へのご理解・ご配慮をお願いいたします。

詳しくは裏面をご覧ください →

働き方改革の推進にご協力をお願いします。  
詳しくは特設サイトへ! はたらきかたススム



京都運輸支局のトラック・物流 G メンと合同で荷主要請・周知

## Ⅰ 長時間労働につながる取引環境の見直し

- 大企業・委託事業者の働き方改革に伴う中小受託事業者への「しわ寄せ」防止については、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、集中的な周知啓発を行うなど、関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努めます。
- 監督指導の結果、中小受託事業者等の労働基準関係法令違反の背景に、委託事業者等の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律等の違反が疑われる場合には、関係省庁に通報し、働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保を徹底します。



## (2) 労働条件の確保・改善対策

### ア 法定労働条件の確保等

- 監督指導、説明会等により、法定労働条件の確保に取り組むとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。
- 監督指導において法違反が認められた場合には、事業主にその内容や是正の必要性を分かりやすく説明することにより、事業主による自主的な改善を促すとともに、きめ細かな情報提供や是正・改善に向けた取組方法を助言するなど、丁寧かつ具体的に対応します。
- 労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用促進とともに、「労働条件相談ほっとライン」に寄せられた情報等に基づき、法違反が疑われる事業場に対して、監督指導の実施、各種周知を徹底します。



ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

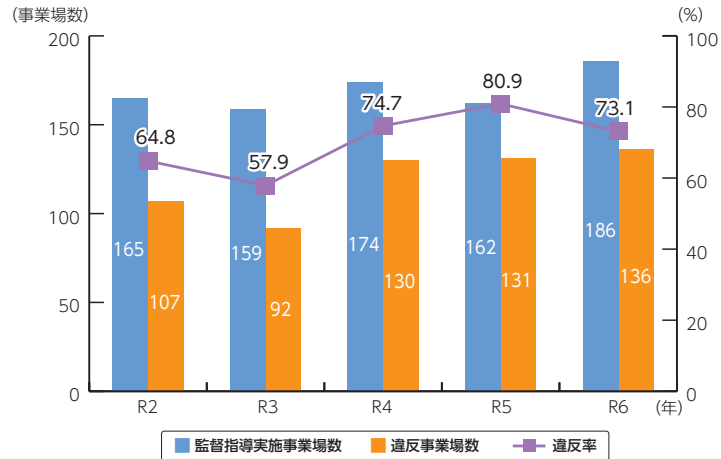


## イ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

### (ア) 外国人労働者

- 技能実習生等の外国人労働者については、引き続き、法違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大・悪質な法違反が認められた場合は、司法処分を含め厳正に対処します。
- 出入国在留管理機関及び外国人技能実習機構との相互通報制度の運用を徹底します。

技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況

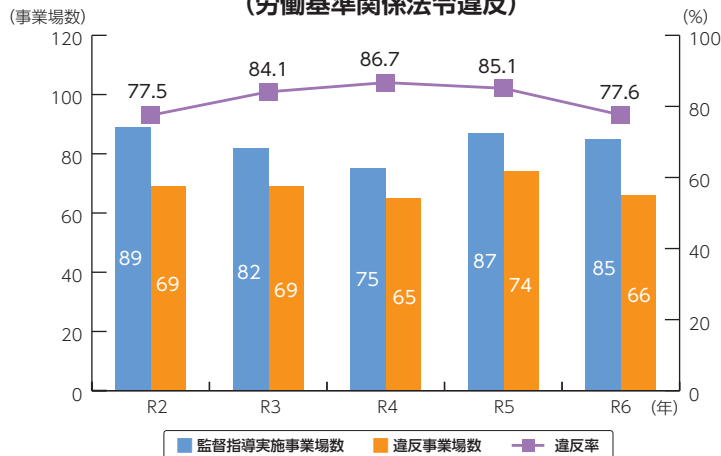


(資料出所：技能実習生に係る監督指導の状況)

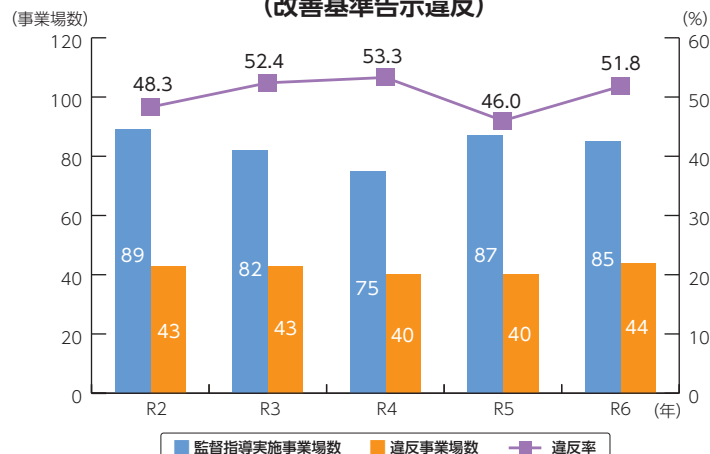
### (イ) 自動車運転者

- 自動車運転者については、引き続き、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対して監督指導を実施します。
- 京都運輸支局と連携し、相互通報制度の運用、合同監督・監査を行います。

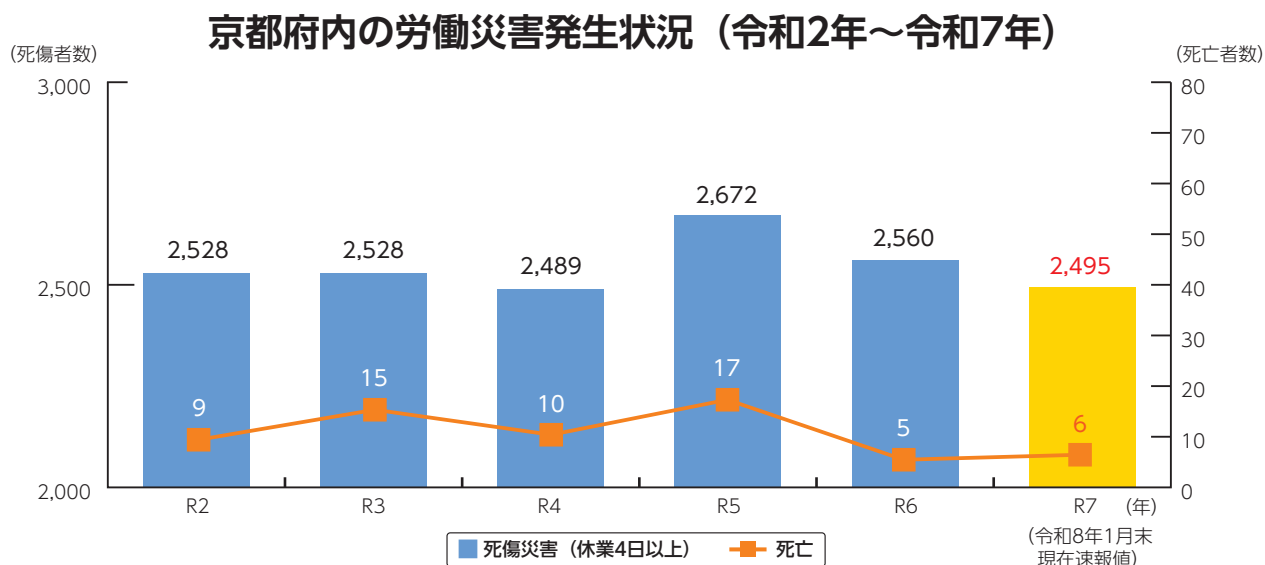
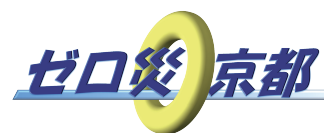
自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導の状況  
(労働基準関係法令違反)



自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導の状況  
(改善基準告示違反)



(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備



(資料出所:京都府内の労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告書(新型コロナを除く。)の集計結果)

**ア 改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知徹底等**

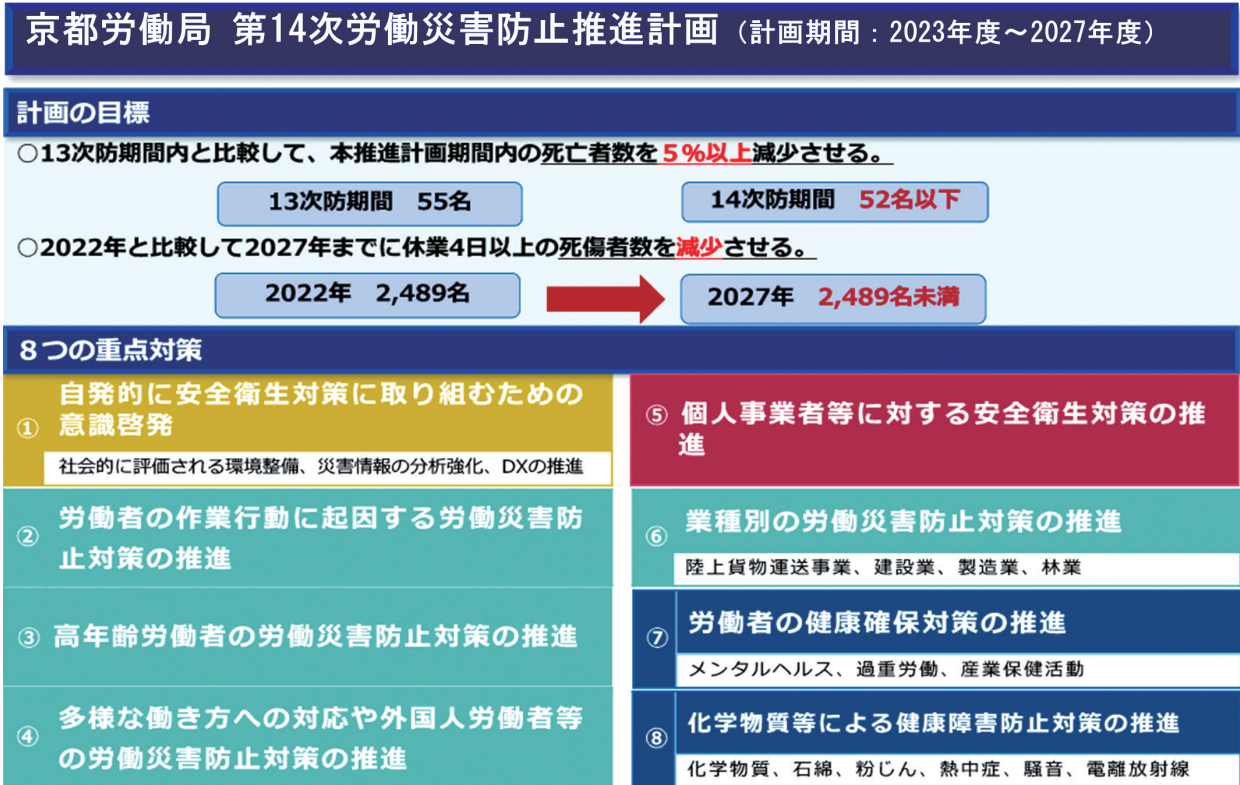
- 令和8年4月1日を中心に段階的に施行される改正安衛法等の周知・履行確保、改正労働施策総合推進法に基づく治療と就業の両立支援指針の周知・啓発等に取り組みます。

## 改正労働安全衛生法等・労働施策総合推進法の概要

～令和8年4月から段階的に施行～

- |                                     |                                  |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| <p><b>1</b> 個人事業者等の安全衛生対策の推進</p>    | <p><b>4</b> 機械等による労働災害防止の促進等</p> |
| <p><b>2</b> 職場のメンタルヘルス対策の推進</p>     | <p><b>5</b> 高年齢労働者の労働災害防止の推進</p> |
| <p><b>3</b> 化学物質による健康被害防止対策等の推進</p> | <p><b>6</b> 治療と仕事の両立支援の推進</p>    |

イ 第14次労働災害防止推進計画に基づく取組の推進



(ア) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 安全衛生優良企業公表制度等により安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを積極的に周知・啓発します。
- 労働災害防止関係団体等と連携して「京都安全衛生大会」、「京都ゼロ災3か月運動」等の取組の積極的な展開を図ります。



安全衛生優良企業  
認定マーク



令和7年度京都安全衛生大会



京都ゼロ災3か月運動  
シンボルマーク

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策及び労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 令和8年4月1日から事業者の努力義務となった高齢者の特性に配慮した作業環境の改善や作業の管理等の措置を適切に実施するため、「高齢者の労働災害防止のための指針(令和8年2月10日公示)」の周知・指導に取り組みます。
- 高齢者の労働災害防止対策等を支援するための補助金、同指針を踏まえたリーフレットにより高齢者の労働災害防止対策の周知・啓発を図ります。
- 増加傾向にある転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害の防止のため、「小売業」、「社会福祉施設(介護施設)」のプラスセーフ(+SAFE)協議会を通じた、自主的な安全衛生活動の導入支援等により取組の促進を図ります。
- 小売業では、令和8年4月から同協議会の新たな取組として始める「行動災害防止支援情報まとめサイト」、「京の+SAFE(小売業)Membership制度」及び製作・配付予定のポスターを活用して、行動災害の減少を図るための取組を推進します。

労働局作成のオリジナルリーフレット

求職者・労働者向け **業務中の転倒による労働災害防止のための心得**  
 ~全ての働く皆様の安全と健康のために~ **ゼロ災 京都**  
 京都労働局 労働基準部 健康安全課

求人者・事業者向け **転倒による労働災害防止に向けた取組の徹底について**  
 ~転倒災害のうち72.8%が50歳以上の労働者です~ **ゼロ災 京都**  
 京都労働局 労働基準部 健康安全課

私たちと一緒に行動災害(転倒等)防止に向けた職場環境の実現に取り組みましょう  
 ▼小売業の本社管理担当・店長・担当チーフの皆さん▼

**SAFE**  
 Safer Action For Employees

京都府小売業プラスセーフ(+SAFE)協議会で製作・配付予定のポスター(店長等向け)

京都府プラスセーフ(+SAFE)協議会オリジナルロゴ



## (ウ) 外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 技能実習生をはじめとした外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等を活用した効果的な安全衛生教育、外国人労働者に多い労働災害の対策を視覚的に示す安全表示等の活用を促進するためのリーフレットの配布等を通して、外国人労働者の労働災害防止対策を推進します。



京都労働局作成のオリジナルリーフレットから抜粋したマンガ・動画教材、注意喚起イラスト例

## (エ) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- 令和8年4月から建設業、造船業、製造業の元方事業者が行う統括管理の対象等に個人事業者<sup>(※)</sup>等を含む作業従事者が追加され、注文者や機械等貸与者等が講ずべき措置の対象に個人事業者等が含まれることとなったため、同措置の履行確保に向けた取組を推進します。
  - 令和9年1月からの個人事業者等災害報告制度、同年4月からの個人事業者等が講ずべき措置、業種を問わない混在作業での措置に係る履行確保に向けた周知を徹底します。
- (※) 事業を行う者で労働者を使用しないもの。

## (オ) 業種別の労働災害防止対策の推進

### A 陸上貨物運送事業

- 荷役作業での労働災害を防止するため、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知徹底及びその取組の推進を図ります。

### B 建設業

- 足場やはしご・脚立等からの墜落・転落災害防止のため、労働安全衛生規則等関係法令やガイドラインの周知、指導に取り組みます。

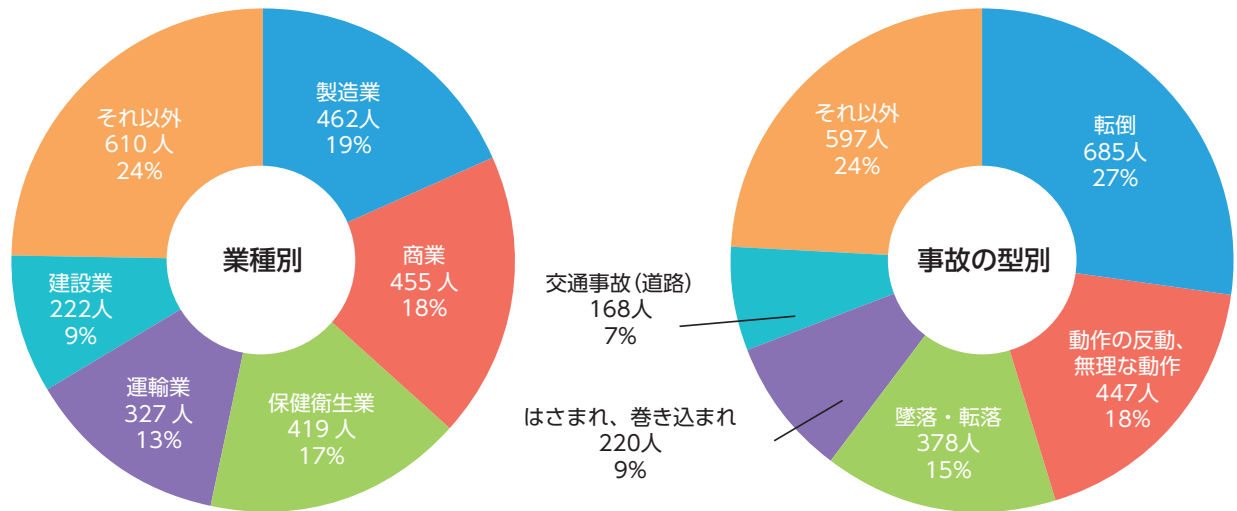
### C 製造業

- 機械災害の防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進します。
- 改正労働安全衛生規則等により、令和9年4月から床上無線運転式天井クレーンに対応した新たな限定免許の施行が予定されているため、その限定免許の対象となるクレーンや使用の要件等について周知を図ります。

## D 林業

- 「チェーンソーによる伐採作業等の安全に関するガイドライン」等関係ガイドラインの周知、指導等により、同ガイドラインに基づく作業等の徹底を図ります。

### 令和7年京都府内の労働災害発生状況



令和8年1月末現在における休業4日以上死傷者数（計2,495人）

（資料出所：京都府内の労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告書（新型コロナを除く。）の集計結果）

## (カ) 労働者の健康確保対策の推進

### A メンタルヘルス対策及び過重労働対策等

- 長時間労働者に対する医師による面接指導及びストレスチェック制度をはじめとする各メンタルヘルス対策の適切な実施に向けた指導等を行います。
- 50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施の義務化を見据え、体制が拡充される地域産業保健センターによる高ストレス者の医師による面接指導の活用促進、「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」の周知に取り組みます。



メンタルヘルス対策等関係パンフレット

## B 産業保健活動の推進

- 地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援等について利用勧奨を行います。
- 事業主の努力義務となった治療と就業の両立支援の取組の促進のため、「治療と就業の両立支援指針」（令和8年2月10日公示）等の周知・啓発を行います。
- 「京都府地域両立支援推進チーム」における取組を計画的に推進し、関係者が相互に周知・協力する等により、地域の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図ります。

### 産業保健総合支援センターの業務案内

- 産業医・衛生管理者等の産業保健スタッフ、事業主、人事・労務担当者等を対象とした産業保健に関する研修・セミナー
- メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援対策の個別訪問支援



「治療と仕事の両立支援ナビ」のイメージキャラクター  
ちりょうさ

## (キ) 新たな化学物質規制の周知・指導等の健康障害防止対策の推進

### A 化学物質による健康障害防止対策の推進

- 令和8年10月からの個人ばく露測定の作業環境測定としての位置付け及び必要な講習を修了した作業環境測定士等による実施について周知を徹底します。
- 令和8年4月から化学物質の自律的管理に係る対象化学物質が約2,900物質まで拡大されることから、同物質に係るリスクアセスメントの実施の履行確保に取り組めます。
- ノウハウが不足している第三次産業や中小規模事業場に対しては、業種別マニュアルの周知・活用を図ります。



令和7年度化学物質管理強調月間リーフレット

### B 石綿による健康障害防止対策の推進

- 全ての建築物等の解体・改修工事において、建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による事前調査(令和8年1月からは工作物にも適用)が義務化されていることから、その履行確保に向けた取組の徹底を図ります。
- 令和8年1月から監督署への事前調査結果の報告において、事前調査を実施した者が修了した講習の区分を報告するため同措置の徹底を図ります。
- 石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、リフォーム等も含む解体等工事の発注者への制度の周知を図ります。



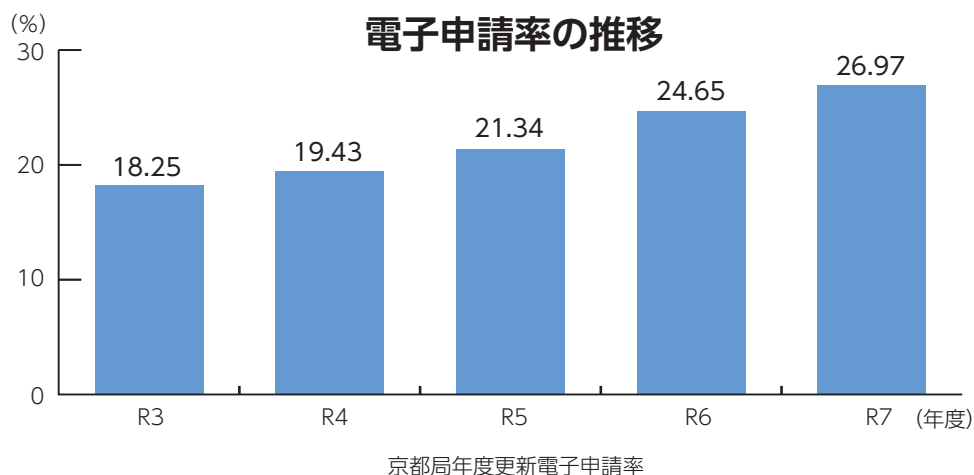
石綿対策リーフレット



## 1 労働保険料の適正徴収

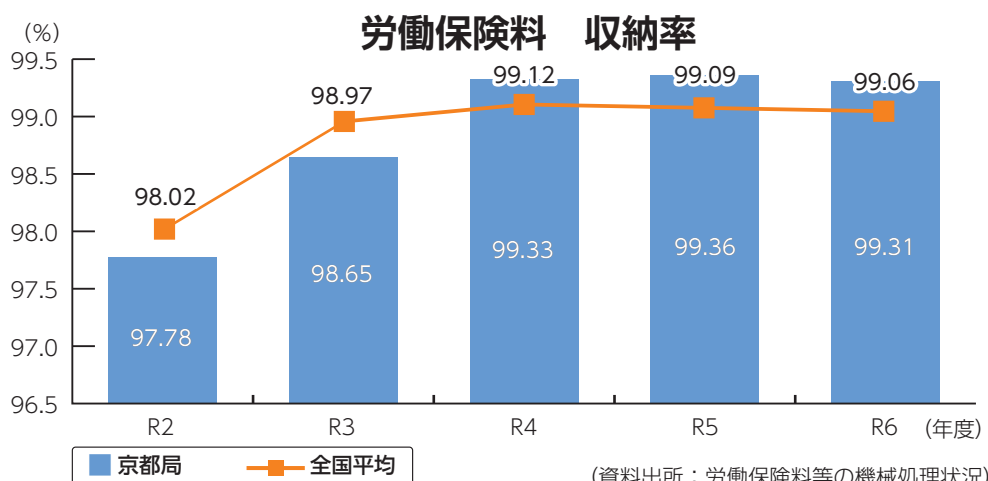
## (1) 電子申請の利用促進

- 労働保険適用徴収業務におけるオンライン利用率を向上させるため、京都労働局労働保険徴収課及び京都上労働基準監督署に設置している電子申請体験コーナーの利用を積極的に促すほか、周知広報による利用促進を図ります。



## (2) 労働保険料の収納未済額の縮減

- 労働保険制度の安定的な運営を確保するため、労働保険料の適正な申告納付の周知を図るとともに、収納未済となっている労働保険料については、効果的な納付督促等を実施し、適正徴収に取り組みます。



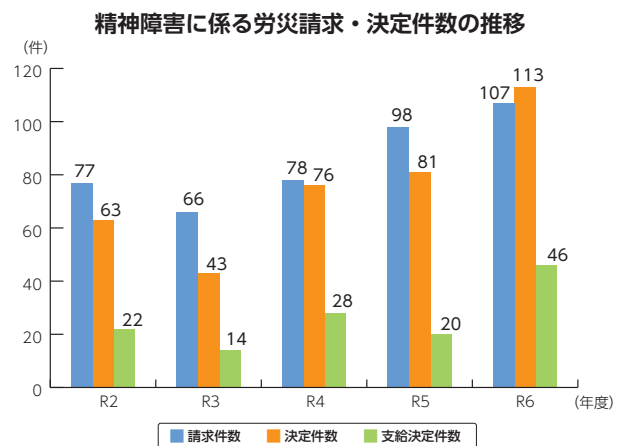
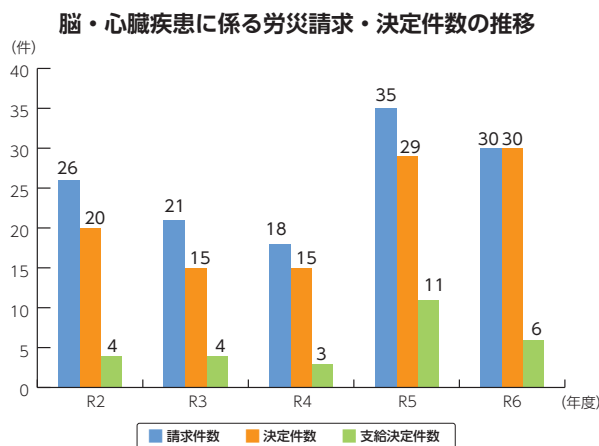
### (3) 労働保険未手続事業一掃対策

- 労働保険未手続事業一掃対策を適用徴収業務の重点対策として位置づけ、京都府、京都市等と連携して、一層効果的・効率的な労働保険の適用促進、周知啓発及び手続勧奨を行い、未手続事業の一掃対策を推進します。



## 2 労災保険給付の迅速・適正な処理

- 労災保険給付の請求について、迅速な事務処理を行うとともに、適正な認定に万全を期します。
- 特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案は、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。
- 労災保険の窓口業務については、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。

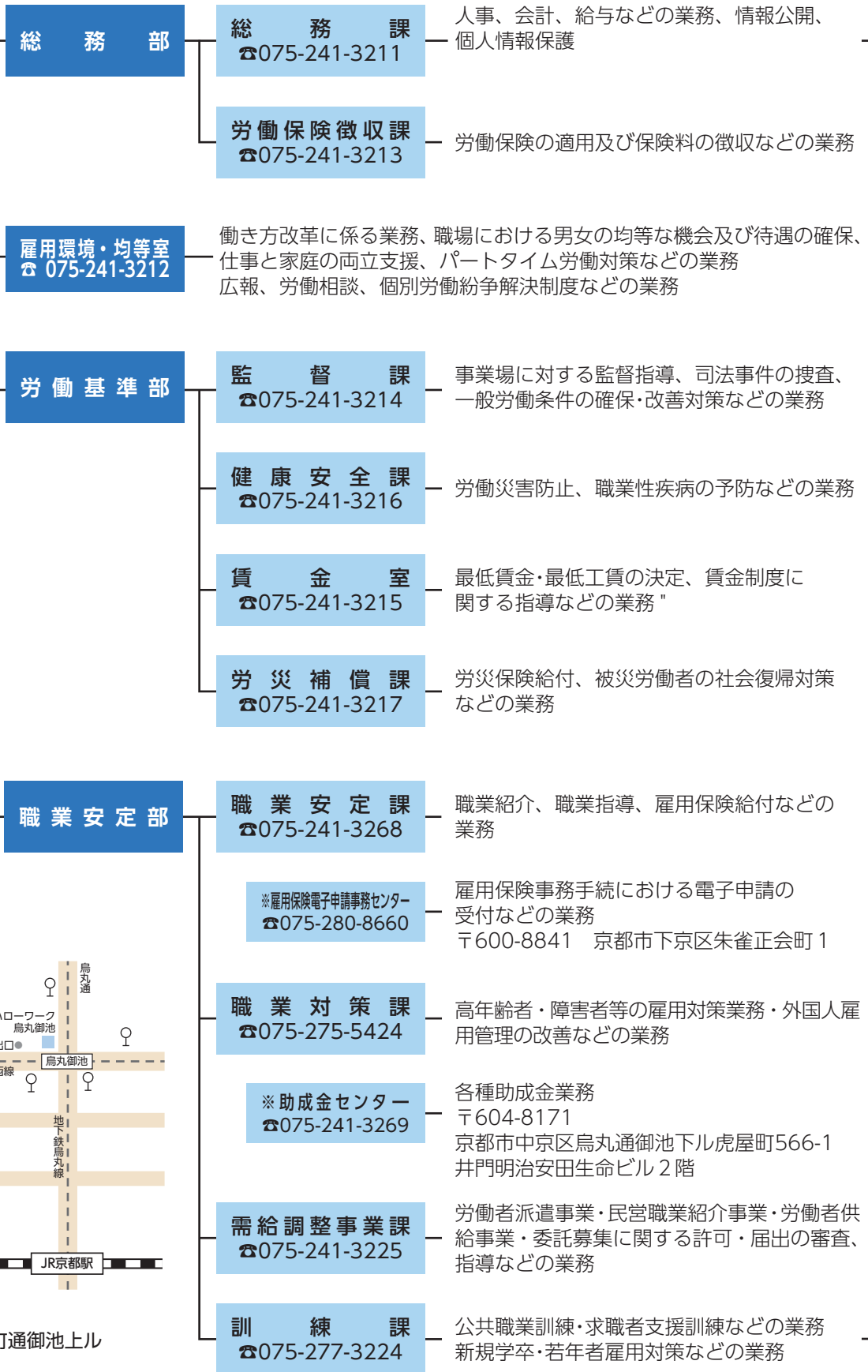


## 3 雇用保険制度の適正な運営

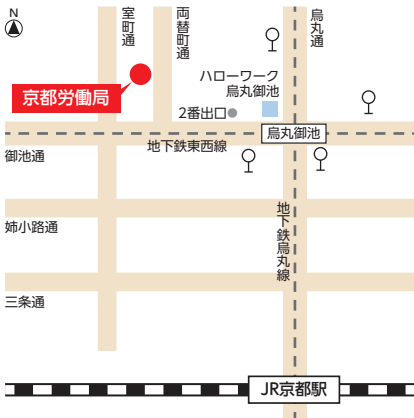
- 雇用保険受給資格者の早期再就職の実現に向けた的確な失業認定や適正な給付を行うとともに、オンライン申請の利用促進や未手続事業・労働者の把握・解消に向けて計画的に取り組みます。
- オンライン失業認定及びマイナポータルを通じた離職者への離職票の直接交付について、普及に向けた周知広報に取り組みます。
- 雇用関係助成金については、制度目的が果たされるよう周知に努めるとともに、雇用関係助成金ポータルを通じた電子申請の利用勧奨に努め、利用率の向上を図ります。
- 近年の人材開発支援助成金をはじめとする不正受給件数の増加等を踏まえ、事業主等に対し、適正な申請について周知を行うとともに、支給決定前の実地調査の実施などにより適正支給に努め、不正受給等への厳正な対処を徹底します。

# 京都労働局の組織と業務内容

厚生労働省  
京都労働局



労働基準監督署  
公共職業安定所



〒604-0846  
京都市中京区両替町通御池上ル  
金吹町451

# 所在地及び管轄区域

## 労働基準監督署

名称	所在地	電話番号	管轄区域
京都上労働基準監督署	〒604-8467 京都市中京区西ノ京大炊御門町19-19	075-462-5112(方面(労働条件)) 075-462-5113(安全衛生) 075-462-5125(労災保険)	京都市のうち北区、上京区、左京区、中京区、右京区及び西京区
京都下労働基準監督署	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101 アーバンネット四条烏丸ビル5階	075-254-3196(方面(労働条件)) 075-254-3197(安全衛生) 075-254-3198(労災保険)	京都市のうち東山区、山科区、下京区及び南区、向日市、長岡京市、乙訓郡
京都南労働基準監督署	〒612-8108 京都市伏見区奉行前町6	075-601-8322(方面(労働条件)) 075-601-8323(安全衛生) 075-254-8324(労災保険)	京都市のうち伏見区、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡、相楽郡
福知山労働基準監督署	〒620-0035 福知山市字内記10-29 福知山地方合同庁舎4階	0773-22-2181	福知山市、綾部市
舞鶴労働基準監督署	〒624-0946 舞鶴市字下福井901 舞鶴港湾合同庁舎6階	0773-75-0680	舞鶴市
丹後労働基準監督署	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷147-14	0772-62-1214	京丹後市、宮津市、与謝郡
園部労働基準監督署	〒622-0003 南丹市園部町新町118-13	0771-62-0567	亀岡市、南丹市、船井郡

## 公共職業安定所

名称	所在地	電話番号	管轄区域
京都西陣公共職業安定所 (注)	(本庁舎) 〒602-8258 京都市上京区大宮通中立売下ル和水町439-1 ----- (烏丸御池庁舎) 〒604-0845 京都市中京区烏丸御池上ル二条殿町552 明治安田生命京都ビル1階	075-451-8609	京都市のうち北区、上京区、左京区、中京区、右京区及び西京区、亀岡市、南丹市、船井郡
(園部出張所)	〒622-0001 南丹市園部町宮町71	0771-62-0246	(京都市右京区京北、亀岡市、南丹市、船井郡)
京都七条公共職業安定所	〒600-8235 京都市下京区西洞院通塩小路下ル東油小路町803	075-341-8609	京都市のうち東山区、山科区、下京区及び南区、向日市、長岡京市、乙訓郡
京都障害者職業相談室	〒600-8235 京都市下京区西洞院通塩小路下ル東油小路町803	075-341-2626	京都西陣、京都七条、伏見、宇治及び京都田辺所管内
伏見公共職業安定所	〒612-8058 京都市伏見区風呂屋町232	075-602-8609	京都市のうち伏見区、八幡市
宇治公共職業安定所	〒611-0021 宇治市宇治池森16-4	0774-20-8609	宇治市、城陽市、久世郡、綴喜郡のうち宇治田原町
京都田辺公共職業安定所	〒610-0334 京田辺市田辺中央2丁目1-23	0774-65-8609	京田辺市、木津川市、綴喜郡のうち井手町、相楽郡
(木津出張所)	〒619-0214 木津川市木津駅前一丁目50 木津地方合同庁舎1階	0774-73-8609	(木津川市、相楽郡のうち笠置町、和束町、南山城村)
福知山公共職業安定所	〒620-0933 福知山市東羽合町37	0773-23-8609	福知山市、綾部市
(綾部出張所)	〒623-0053 綾部市宮代町宮ノ下23	0773-42-8609	(綾部市)
舞鶴公共職業安定所	〒624-0937 舞鶴市字西小字西町107-4	0773-75-8609	舞鶴市
峰山公共職業安定所	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷147-13	0772-62-8609	京丹後市、宮津市、与謝郡
(宮津出張所)	〒626-0046 宮津市字中ノ丁2534 宮津地方合同庁舎1階	0772-22-8609	(宮津市、与謝郡)

(注) 京都西陣公共職業安定所における職業訓練相談業務・雇用保険受給業務は、烏丸御池庁舎で行っています。

## ■センター

名 称	所 在 地	電話番号	業 務 内 容
雇用保険電子申請事務センター	〒600-8841 京都市下京区朱雀正会町1 ハローワーク京都七条千本労働分庁舎2階	075-280-8660	雇用保険事務手続きにおける電子申請受付などの事務処理
職業対策課助成金センター	〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル 2階	075-241-3269	各種助成金業務

## ■ハローワークプラザ

名 称	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
ハローワークプラザかめおか	〒621-0805 亀岡市安町中島100 スカイビル 5階	0771-24-6010	亀岡市及びその周辺地域
ハローワークプラザ山科	〒607-8145 京都市山科区東野八反畑町22-8 豊栄ビル 2階	075-595-2699	京都市山科区及びその周辺地域
ハローワークプラザ城南	〒611-0033 宇治市大久保町上ノ山43-1 藤和ライプタウン宇治大久保1階	0774-46-4010	宇治市、城陽市、久世郡、宇治田原町、伏見及び京都田辺所管轄区域の一部

## ■一体的実施事業施設

名 称	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
京 都 ジ ョ ブ パ ー ク ハ ロ ー ワ ー ク コ ー ナ ー	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3階	075-682-8609	京都府地域
京 都 新 卒 応 援 ハ ロ ー ワ ー ク		075-280-8614	
京 都 わ か も の ハ ロ ー ワ ー ク		075-278-8609	
マ ザ ー ズ コ ー ナ ー (ハローワーク京都七条)	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2階	075-662-8609	京都府地域
北 京 都 ジ ョ ブ パ ー ク ハ ロ ー ワ ー ク コ ー ナ ー	〒620-0045 福知山市駅前町400 市民交流プラザふくちやま 4階	0773-24-8609	京都府北部地域
ジ ョ ブ ・ サ ポ ー ト ま い づ る ハ ロ ー ワ ー ク コ ー ナ ー	〒625-0036 舞鶴市字浜66 舞鶴市商工観光センター 4階	0773-63-0810	舞鶴市
せ い か ジ ョ ブ ポ イ ン ト	〒619-0285 相楽郡精華町南稲八妻北尻70 精華町役場庁舎2階	0774-95-9001	精華町

## ■総合労働相談コーナー

名 称	所 在 地	電話番号	業 務 内 容
京都労働局総合労働相談コーナー	京都労働局雇用環境・均等室内	075-241-3221	労働問題に関する情報提供・個別相談のワンストップサービス
京都上総合労働相談コーナー	京都上労働基準監督署内	075-462-5112	
京都下総合労働相談コーナー	京都下労働基準監督署内	075-254-3196	
京都市南総合労働相談コーナー	京都市南労働基準監督署内	075-601-8322	
福知山総合労働相談コーナー	福知山労働基準監督署内	0773-22-2181	
舞鶴総合労働相談コーナー	舞鶴労働基準監督署内	0773-75-0680	
丹後総合労働相談コーナー	丹後労働基準監督署内	0772-62-1214	
園部総合労働相談コーナー	園部労働基準監督署内	0771-62-0567	

# 労働基準監督署管内情勢図



# 公共職業安定所管内情勢図



MEMO



# 京都の労働行政

---

令和8年度京都労働局行政運営方針



厚生労働省京都労働局・労働基準監督署・公共職業安定所  
<https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/home.html>